

株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、定款の規定に基づき、この規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- 2 当会社及び当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第2条 当会社の株式及び新株予約権に関する事務は、定款の規定に基づき、すべて株主名簿管理人において取扱うものとする。
- 2 株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求又は届出)

- 第3条 この規程による請求又は届出は、所定の書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第19条第2項に定める場合は、この限りではない。
- 2 前項の請求又は届出について代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
- 3 当会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- 4 当会社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

- 第4条 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
- 2 当会社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に係る通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。

- 3 前二項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸届

(株主等の住所及び氏名又は名称の届出)

第7条 株主等は、住所及び氏名又は名称を当会社に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2 前項の届出又は変更は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定めて、当会社にこれを届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

- 2 常任代理人は前条第1項の株主等に含まれるものとする。
- 3 第1項の届出、変更又は解除は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人株主の代表者)

第9条 法人である株主は、その代表者1名の役職名及び氏名を当会社に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2 前項の届出及び変更は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を当会社に届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2 前項の届出及び変更は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第11条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を当会社に届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

- 2 前項の届出、変更又は解除は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

ない。

（その他の届出）

- 第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。
- 2 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

（新株予約権者の届出事項等）

- 第13条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

（買取請求の方法）

- 第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

（買取価格の決定）

- 第15条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

（買取代金の支払）

- 第16条 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に対し、前条により算出された買取価格相当額の金員（以下「買取代金」という。）を支払うものとする。
- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込、又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

（買取株式の会社への移転）

- 第17条 買取請求を受けた単元未満株式は前条による買取代金の支払い又は支払手続きを完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 株主権の行使方法

（書面交付請求及び異議申述）

- 第18条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

- 第19条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。
- 3 第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるとときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。
- (1) 提案の理由
議案ごとに400字
- (2) 取締役及び会計監査人の選任に関する事項
候補者ごとに400字

第6章 手数料

(手数料)

- 第20条 当会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。
- 2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附則

1. 本規程は、2022年9月27日から実施する。
2. 本規程の改廃は、総務部が起案し、取締役会の決議による。

(沿革)

昭和42年（1967年）	3月25日制定
昭和47年（1972年）	3月25日改定
昭和49年（1974年）	8月26日同
昭和52年（1977年）	4月18日同
昭和52年（1977年）	9月12日同
昭和53年（1978年）	2月 1日同
昭和57年（1982年）	9月28日同
平成 3年（1991年）	9月24日同
平成11年（1999年）	5月27日同
平成11年（1999年）	10月 1日同
平成12年（2000年）	4月18日同
平成12年（2000年）	5月25日同
平成13年（2001年）	10月23日同
平成14年（2002年）	4月22日同
平成14年（2002年）	6月25日同
平成15年（2003年）	4月 1日同
平成17年（2005年）	2月22日同
平成17年（2005年）	10月 1日同

平成18年(2006年) 5月30日同
平成19年(2007年) 10月 1日同
平成21年(2009年) 1月 5日同
令和 4年(2022年) 9月27日同